

練馬区 障害福祉サービス 資格取得助成事業

練馬区内の障害福祉サービス事業所にお勤めの方を対象に資格取得費用を練馬区が助成します！

👉 申請要件は裏面をご覧ください



対象となる研修

- 移動支援従事者養成研修
- 同行援護従事者養成研修（一般課程・応用課程）
- 行動援護従事者養成研修
- 重度訪問介護従事者養成研修

受付・問合せ先

申請方法など詳しくは、事業のご案内をご覧ください。
事業のご案内、申請書等は練馬区ホームページから、
ダウンロードできるほか、下記の担当部署で配布しています。

【申請書・事業案内のダウンロード】

https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/shogai/josei/shogai_shikaku.html

【担当部署（申請書提出先）】

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
障害者サービス調整担当課
事業者支援係（区役所 西庁舎1階）
☎03-5984-2825



↑申請書・事業案内はこちらから↑
ダウンロードできます

《補助要件》

- ① 研修終了日から**3か月以内**に区内の障害福祉サービス事業所に就労する
※研修修了日時点ですでに対象の事業所に就労している場合は、要件を満たしているものとします。
- ② 申請時に②の事業所に障害福祉サービス従業者として、就労しており、就労期間が**研修終了日以後6か月以上**継続し、かつ従事した時間が**90時間以上**ある

移動支援従業者養成研修

補助上限額 15,000円

対象者 移動支援従業者養成研修を修了した方

～移動支援とは～

社会参加を目的とした外出時等の移動を支援するもの

同行援護従業者養成研修 (一般課程・応用課程)

補助上限額 一般課程：37,000円
応用課程：28,000円

対象者 同行援護従業者養成研修を修了した方

～同行援護とは～

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供や外出支援を行うもの

行動援護従業者養成研修

補助上限額 37,000円

対象者 行動援護従業者養成研修を修了した方

～行動援護とは～

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うもの

重度訪問介護従業者養成研修

補助上限額 19,000円

対象者 重度訪問介護従業者養成研修を修了した方

～重度訪問介護とは～

重度の肢体不自由等により、常に介護を必要とする方に、自宅での介護や外出時の移動の支援などを総合的に行うもの

注意事項

※いずれの助成も予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

助成の要件を満たしている場合、助成対象者が負担した受講料（10割）と助成基準額のうちいずれか低い額を助成します。

△申請期限は要件を全て満たした日の翌日から3か月以内です。
期限を過ぎた場合には受付できません。

令和7年度

練馬区の福祉人材 資格取得助成事業



- ① 介護職員初任者研修を修了
 - ② 研修修了日から3か月以内に区内介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所に就労
 - ③ 申請時に②の事業所に介護職員または障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労期間が**研修修了日以後6か月以上**継続している
- ※登録ヘルパーは、③に加えて従事時間が**90時間**を超えている

介護職員
初任者研修
受講料助成
最大10万円（受講料の10割）

STEP1

介護職員
実務者研修
受講料助成
最大10万円（受講料の9割）

STEP2

- ① 介護職員実務者研修を修了
- ② 研修修了日から3か月以内に区内介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所に就労
- ③ 申請時に②の事業所に介護職員または障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労期間が**研修修了日以後6か月以上**継続し、かつ従事した数が**90日以上**ある

- ① 介護福祉士試験に合格し、介護福祉士登録証の交付を受けた
- ② 介護福祉士登録日から3か月以内に区内介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所に就労
- ③ 申請時に②の事業所に介護職員または障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労期間が**介護福祉士登録日以後6か月以上**継続し、かつ従事した日数が**90日以上**ある

介護福祉士
資格取得費用助成
受験手数料（18,380円）と
登録手数料（3,320円）全額

STEP3

NEW!

令和7年度から

事業所が受講料等
を立て替えた場合

事業所が区に直接申請できます。

※ 本人と事業所で申請方法等が異なりますので、詳細は練馬区ホームページでご確認ください。

注意事項

※ いずれの助成も、予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。ご了承ください。

- いずれの助成も①～③の要件を全て満たす方が対象です。他に助成を受けている方は申請できません。
- ②の要件は、研修修了日（介護福祉士登録日）時点ですすで対象の事業所に就労している場合、要件を満たしているものとします。

※ **申請期限は要件を全て満たした日の翌日から3か月以内です。期限を過ぎた場合には受付できません。**

受付・問合せ

申請方法など詳しくは、事業のご案内をご覧ください。事業のご案内、申請書等は練馬区ホームページからダウンロードできるほか、下記担当部署で配布しています。

【申請書・事業のご案内等のダウンロード】

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/joseiseido/>

【担当部署（申請書提出先）】〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

福祉部管理課 ひと・まちづくり推進係（区役所 西庁舎3階） 電話：03(5984)1296



練馬福祉人材育成・研修センター

〒179-0072 東京都練馬区光が丘6-4-1

TEL : 03-6758-0145

FAX : 03-5383-7421

Email : kensyu-center@nerima.swf.jp

HP : <https://www.nerima-carenet.jp/>

営業時間 : 9時～17時(但し、土・日・祝日を除く)



令和7年5月30日 第2版発行